

新型コロナウイルス感染症による感染者等の 自宅療養者への支援を拡充！

自宅療養者への支援「生活物資（食料品及び生活用品）の配給」サービスについて、神奈川県では、感染者の急増に対応できないことなどから、現在、重症化リスクの高い新型コロナウイルスによる自宅療養者（感染者のみ）を優先的に実施することに変更しており、その結果、サービスの対象から外れる方も生じています。

そこで、町では、世帯全員が感染者又は濃厚接触者である場合、県の実施するサービスの対象とならない方を含め、世帯全員に継続して支援を行うこととしました。

また、本年2月7日（月）より、食料品等の配給について、開始当初からの3日相当分を5日相当分に拡充して実施します。

○ 対象者

町内在住者のうち、次のいずれの事項に該当し、町の支援を必要とする者

- ① 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）感染者又は濃厚接触者で、世帯全員の外出が困難な者
- ② 自宅療養等の期間において、配食・配達サービスの利用開始までに食料及び生活用品の調達が困難な者
自宅療養等の期間において、親族・友人等から支援を受けることが困難な者

○ 支援内容

	現行 (令和3年9月15日～)	拡充後 (令和4年2月7日～)
食料品の支給	3日相当分	5日相当分
生活用品の支給	14日相当分	14日相当分

○ 支援方法

感染者又はその家族から町へ支援を希望する旨の連絡をいただくことにより、食料品及び生活用品の配布を行います。配布については、町職員が自宅へ宅配する方法とします。

<実施状況（2月3日までの実績）>

累計 8世帯 26名	内訳	（令和3年9月 1世帯 3名 令和4年1月 5世帯 18名 2月 2世帯 5名）